

環境法令改正情報

4月1日～3月31日

4月

1日	○事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）
	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（厚生労働・経済産業・環境三）
	○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（国土交通六〇九）
18日	○労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働二〇八）
21日	○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境五五）
28日	○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境九）

5月

2日	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（三四）
9日	○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境五八）
27日	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（五〇）

6月

16日	○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一五）
20日	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境一六）
30日	○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境六）

7月

1日	○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二五五）
12日	○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条第一項第一号ロの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件（経済産業・環境八）
	○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給されたで電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（同九）
	○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第二十条の二の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（同一〇）
28日	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更した件（環境七一）
29日	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する

	省令(経済産業八四)
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二六七)
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(二六八) *詳細内容あり
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令(環境一九)
	○ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法(環境)
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法(同七四)
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法(同七五)
	○化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件(厚生労働・経済産業・環境四)

8月

19日	○臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件(環境七二)
-----	------------------------------------

9月

5日	○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件(環境八〇)
	○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件(環境八一)
	○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件(環境八二)
7日	○大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二九八)
	○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(二九九)
20日	○ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一四九)
26日	○大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(環境二二)
	○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一五〇)
	○排出ガス中の水銀測定法を定める件(環境九四)
	○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三四九)
27日	○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働三五五)
	○ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置の一部を改正する件(厚生労働三五四)
	○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(環境九五)
	○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(同九六)
29日	○作業環境測定基準の一部を改正する件(厚生労働三五八)
30日	○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を

	定める政令(三一七)
	○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(三二二)
	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(経済産業九五)
	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を定める件(経済産業二四七)
	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第九条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件(同二四八)

10月

6日	○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一六〇)
	○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三六三)
27日	○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三八二)

11月

2日	○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(三四三)
11日	○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業・国土交通・環境二)
	○特定物質に関する製造数量の許可申請期間に関する件(経済産業二七三)
14日	○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(環境一〇五)
15日	○排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境二五)
30日	○特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働一七二)
	○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示(厚生労働四〇三)

12月

6日	○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A及び附属書Cの改正に関する件(外務四六一)
14日	○絶滅のおそれある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七七)
27日	○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働四三六)
	○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件(経済産業・環境一二)
	○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件(同一三)
	○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件(同一四)
28日	○絶滅のおそれある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境二七)

29年

1月

5日	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件(環境一)
6日	○大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(環境一)

20日	○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境二） ○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同三）
26日	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）
27日	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一一）
30日	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一項から第四号までに掲げる事項の一部を改正する件（経済産業・環境一）

2月

8日	○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境六）
16日	○特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働八）
23日	○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四九）
24日	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七） ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一〇） ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等を定めた件（経済産業三〇）
27日	○工場立地法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通） ○工場立地に関する準則の一部を改正する告示（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通） ○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示（同二）

3月

1日	○電気事業法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関を登録した件（経済産業三一）
6日	○独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（環境二）
7日	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等を指定する告示の一部を改正する件（経済産業三二）
10日	○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働一六）
14日	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業一三） ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（経済産業三五） ○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を定めた件（同三六） ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（同三七）
16日	○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境二三） ○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同二四）
22日	○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働七八） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する件（環境二九） ○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（同三〇）
23日	○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（四〇）
27日	労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働八五、八六） 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める件（厚生労働・経済産業・環境一）

28日	電気事業法第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部を休止する届出があった件(経済産業五一～五三)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示(同五四)
	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件(厚生労働八七)
	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令(経済産業二四)
	エネルギー供給業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二五)
29日	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(厚生労働二九)
	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(六〇)
	湖沼水質保全特別措置法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境四)
30日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件(厚生労働・経済産業・環境二)
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二九)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境三)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同四)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件(同五)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同六)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同七)
	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件(経済産業六四)
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件(同六五)
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令第三条第一項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条第二号、第二十二條、第二十六條第三項、附則第十二條及び附則第十三條第二項の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件(同六六)
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十九年度以降の経済産業大臣が定める量を定める件(同六七)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(経済産業・環境三)
31日	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)
	工業用水道事業法施行規則の一部を改正する省令(経済産業三一)
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三四)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境八)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件(同九)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に

基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件(同一〇)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

経過措置を定める政令第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を改正した件(厚生労働・経済産業・環境三)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定

による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質の名称を公示する件の一部を改正した件(同四)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部

を改正する省令附則第七条第二号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類を定める件(経済産業九〇)

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件の一部を改正する件(経済産業・環境四)

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、

都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件の一部を改正する件(同五)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号八の規定に基づき、次の区域を指定する件(環境三五)

土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件(同三六)

一)
通一)